

# 山口県 U12 リーグ戦実施規程

## 1. 目的

この規程は、拮抗したゲームを多くして選手・指導者の成長を促し、登録チームに一定の公式試合数を確保してリーグ戦文化を醸成することを目的とする。

## 2. 定義

### 1) 名称、及び事業単位

- ① 地区 U12 リーグ(以下、地区リーグ)とする。
- ② 山口県 U12 リーグ(以下、県リーグ)とする。

### 2) 構造

- ① 地区リーグは基本 7 チーム、1 回戦総当たり方式とする。
- ② 地区リーグは I 部・II 部・III 部とし、前年度の新人交歓会の成績で編成する。  
※2021 年度は、新人交歓会代替大会の成績で編成する。
- ③ 地区リーグは前期(5～7 月)・後期(11～1 月)とする。
- ④ 地区リーグ II 部の 1 位と I 部の最下位は昇降格する。
- ⑤ 地区リーグ III 部の 1 位と II 部の下位(III 部のリーグ数で変動)は昇降格する。
- ⑥ 後期地区リーグ I 部の 1 位・2 位が県リーグに出場する。
- ⑦ 県リーグは 6 チーム、1 回戦総当たり方式とする(3 月)。  
※同地区の対戦は実施しない。

## 3. 参加資格

### 1) チーム

- ① (公財)日本バスケットボール協会(以下、JBA)にチーム登録していること。
- ② 1 チームから複数のエントリーを認める。
- ③ 合同チームを認める。

### 2) 競技者

- ① JBA に選手登録していること。
- ② (公財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険【区分 A1】に加入していること。  
※同等以上の保険に加入している場合は除外する。
- ③ 大会中の登録変更は原則認めない。  
※疾病・ケガ等やむを得ない事情で認める場合がある。

### 3) コーチ・チームスタッフ

- ① コーチは JBA コーチライセンスの有資格者であること。  
※A コーチ・マネージャー・その他も JBA コーチライセンスの有資格者が望ましい。
- ② 暴力根絶宣言を行い、行動規範を遵守する。

#### 4. 実施要項

##### 1) 競技規則

- ① 最新の JBA「ミニバスケットボール競技規則」を適用する。
- ② (削除)
- ③ 最新の JBA「マンツーマン推進関連規定」を適用する。
- ④ 勝敗が決するまで 1 回 3 分間の延長時限を必要な回数だけ行う。
- ⑤ チーム構成はコーチ・A コーチ・マネージャー・その他各 1 名、選手 5～15 名の合計 19 名以内とする。
- ⑥ 対戦表の左側がオフィシャル席に向かって右側、ユニフォームは淡色とする。
- ⑦ 試合球は JBA 検定球合皮 5 号球とし、両チームの持ち寄りとする。
- ⑧ 試合開始時刻が遅れた場合は、前試合終了 10 分後に開始する。
- ⑨ ハーフタイムでの次試合チームの練習は認めない。
- ⑩ ベンチで指揮を執るコーチは、コーチ登録証を携行することを義務付ける。

##### 2) 違反行為

- ① 違反行為は JBA 基本規程の懲罰規程を適用する。
- ② 暴力行為等重大事案は、部会長を通じて(一社)山口県バスケットボール協会(以下、YBA)規律委員会・裁定委員会に報告する。

##### 3) 順位決定方法

- ① 勝ち 2 点、負け 1 点、棄権 0 点の勝ち点制とする。
- ② 勝ち点と同じ場合は、ゴールアベレージ(総得点÷総失点)の高い方を上位とする。
- ③ ゴールアベレージが同じ場合は、当該チームの試合の勝者を上位とする。

##### 4) 審判・マンツーマンコミッショナー(以下、MC)

- ① 審判は JBA 審判ライセンスの有資格者であること。
- ② MC は MC 講習会の修了者であること。
- ③ チームは帯同審判・帯同 MC を準備すること。  
※準備できない場合は、グループ責任者に連絡し、グループ内で対応すること。

#### 5. 運営

##### 1) エントリー

- ① リーグ戦運営委員長は第 1 節 1.5 か月前までに**実施要項**を作成し、部会長に提出する。
- ② 部会長は承認後、部会 HP へのアップを広報委員長に指示する。
- ③ 広報委員長はアップ後、地区委員長に連絡する。
- ④ 地区委員長はチーム代表者に連絡する。
- ⑤ チーム代表者は締め切り日までに**参加申込書・チーム所属競技者一覧表**を地区リーグは地区委員長に、県リーグはリーグ戦運営委員長に提出するとともに、部会口座に参加料を振り込む。  
※参加料を入金しないと、エントリーは完了しない。
- ⑥ 地区委員長またはリーグ戦運営委員長は確認後、**参加申込書・チーム所属競技者一覧表**

を事務局長、審判委員長、及びリーグ戦運営委員長に提出する。

※(日付)(リーグ名)圧縮フォルダーで最新版を管理する。

- ⑦ 地区委員長はグループの編成、グループ責任者を決定し、リーグ戦運営委員長に連絡する。
- ⑧ 事務局長は入金を確認し、リーグ戦運営委員長・リーグ戦運営委員の口座に事前会議費を送金する。

※入金されていない場合は、地区委員長・リーグ戦運営委員長に連絡する。

## 2) 事前会議

- ① リーグ戦運営委員長は**グループ編成・連絡網**を作成し、関係者に連絡する。
- ② リーグ戦運営委員長は第 1 節 1 か月前までにリーグ戦運営委員を招集し、事前会議を開催する。
- ③ リーグ戦運営委員は第 1 節 3 週間前までにグループ責任者を招集し、事前会議を開催する。

## 3) 活動

- ① グループ責任者は第 1 節 2 週間前までに**口座確認書**を作成し、リーグ戦運営委員長を通じて事務局長に提出する。
- ② 事務局長はグループ責任者の口座に運営費を送金する。
- ③ グループ責任者は第 1 節 2 週間前までに**対戦表**を作成し、リーグ戦運営委員に提出する。
- ④ リーグ戦運営委員は確認後、リーグ戦運営委員長に提出する。
- ⑤ リーグ戦運営委員長は確認後、部会長に提出する。
- ⑥ 部会長は承認後、部会 HP へのアップを広報委員長に指示する。
- ⑦ 広報委員長はアップ後、地区委員長に連絡する。
- ⑧ 地区委員長はチーム代表者に連絡する。
- ⑨ グループ責任者は第 1 節 1 週間前までに**役割分担表**を作成し、関係者に連絡する。

※補助チームの選出基準

地区リーグ・県リーグともに 1 チーム/コートとする。

※審判・MC の選出基準

地区リーグは原則帯同制とする。

県リーグは原則指名制とする。

- ⑩ グループ責任者はリーグ戦開催日の当番医を確認し、周知する。
- ⑪ グループ責任者は各節終了翌日までに**実施結果**を作成し、リーグ戦運営委員に提出する。
- ⑫ リーグ戦運営委員は確認後、リーグ戦運営委員長に提出する。
- ⑬ リーグ戦運営委員長は確認後、部会長に提出する。
- ⑭ 部会長は承認後、部会 HP へのアップを広報委員長に指示する。
- ⑮ 広報委員長はアップ後、地区委員長に連絡する。
- ⑯ 地区委員長はチーム代表者に連絡する。

## 4) 報告

- ① グループ責任者は全節終了 1 週間以内に**領収書・精算書**(原本)をレターパックライトで事務局長に提出する。

- ② 事務局長は全日程終了 2 週間以内に**支出明細書・収支報告書**を作成し、部会長に提出する。
- ③ 事務局長は部会長の承認後、レターパックライトで YBA 事務局に提出する。

2018 年 6 月 24 日制定。

2018 年 8 月 28 日改正。

2018 年 11 月 22 日改正。

2019 年 4 月 6 日改正。

2019 年 5 月 30 日改正。

2019 年 6 月 5 日改正。

2020 年 4 月 9 日改正。

2020 年 10 月 21 日改正。

2021 年 4 月 3 日改正。